

日本入国時感染症対策措置

2021.4.1

変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、3月19日以降、国籍を問わず海外から日本に入国する方への検疫が強化されます。

- ・全ての入国者(国籍を問わず)は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければならない。
- ・検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき日本への上陸が認められない。
- ・指定の位置情報確認アプリ等が利用できるスマートフォンの所持徹底
(スマホを持ち合わせていない場合、スマホレンタルを求められる)

また英国・南アフリカ・アイルランド・イスラエル・ブラジル・アラブ首長国連邦・イタリア・オーストリア・オランダ・スイス・スロバキア・デンマーク・ドイツ・ナイジェリア・フランス・ベルギーに滞在歴がある場合は、検査証明書を所持していても待機措置となる点に変更はありません。

厚生労働省（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

●中国から日本へ入る場合（在中国日本大使館HPからの抜粋）

具体的に中国からの出国前72時間以内（注1）に、中国でCOVID-19に関する検査を受けて陰性であることを証明する「検査証明」（中国語で記載されたもので可）を取得してください。「検査証明」に基づき、「検査申告書」（注2）を記入してください。「検査証明」は紙媒体で発行されたもの（原本）に加え、電子メール等で送付されたもの（写し）でも受付可能ですが、必ず紙に印刷の上、「検査申告書」とともに、検疫官に提出してください。

（注1）検体採取から搭乗予定航空便の出発時刻までの時間

（注2）「検査申告書」の様式は、外務省HPに掲載された所定のフォーマット（PDF）を使用し、現地検査機関が発行した「検査証明」（医療機関印影又は医師の署名が必要）を添付して下さい（「検査申告書」は、中国から本邦に入国する場合に限り使用されるもので、他国・地域から入国する場合には使用できませんのでご注意ください）。「検査申告書」に添付する現地検査機関が発行する「検査証明」については、以下の情報が必要です。必要情報が欠けている場合には、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となるか、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただく必要があります。

在中国日本大使館

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000589.html

※大連より日本へ入国される場合の「検査証明書」は英語または日本語との指示がありません（2021年4月現在）

当社は海外からご帰国の方々のホテルや専用車の手配を承っております。

海外からご帰国（日本入国）の皆様

http://www.nicchu.co.jp/2020_nicchu_heiwa_news.pdf

<これまでの経緯>

●日本政府は2020年10月30日、中国を含む9つの国と地域の感染症危険情報レベルを、レベル3から2へ引き下げました。それに伴い11月1日以降、中国を含む感染症危険情報レベル2の地域からの帰国、入国の際は、日本到着時の新型コロナウイルス感染症検査は原則不要となります。また外国人の新規入国及び再入国の場合の、出国前72時間以内の新型コロナウイルス感染症検査証明も不要となります。

感染症危険情報の変更に伴う水際措置等手続の変更について（外務省）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C078.html

一方2020年12月26日、変異ウイルスの感染者が確認された国・地域からのすべての入国者は、出発前72時間以内の検査証明が必要で、検査証明が提出できない場合は検疫所が確保する宿泊施設での14日間の待機が必要と発表しました。欧州および米国の一部の州などが対象となっています。

検疫の強化の対象となる国・地域の指定及び検査証明書の提出について（外務省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000714644.pdf>

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（外務省）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C003.html

水際対策の抜本的強化に関するQ&A（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyoku_00001.html#Q2-5

●国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（双方向の往来を可能にするスキーム）について

＜ビジネストラック＞

ビジネス関係者に限定。

入国後14日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を可能とするスキーム

- ① 出入国時のPCR検査
- ② 入国後の行動計画の提出
- ③ 公共交通機関を使わない
- ④ 職場・宿泊施設以外は訪問しないなどが条件となり、入国後2週間の待機を免除

＜レジデンストラック＞

駐在員などビジネス関係者の他、その家族やの他留学生らも対象。

入国後14日間の自宅待機は維持しつつ、双方向の往来を再開するスキーム

●日本政府は2021年1月13日、新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置を決定いたしました。緊急事態解除宣言が出るまでの間、すべての対象国・地域とのビジネストラックおよびレジデンストラックの運用を停止し、当該期間中は、両トラックによる外国人の新規入国は認められません。また日本人および在留資格保持者については、帰国・再入国時の14日間待機が必要となります。

上記の措置は、2021年1月14日午前0時（日本時間）より実施、すでにビジネストラック及びレジデンストラックの下で発給済の有効な査証を所持される方については、1月21日午前0時（日本時間）までの間、原則として入国が認められます。入国が認められる場合でも、ビジネストラックによる入国時の14日間待機の緩和措置は認められません。

尚、緊急事態宣言下においては、すべての入国者・再入国者・帰国者は、出国前72時間以内の検査証明の提出が必要となり、また入国時に検査が実施されます。

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（7）（外務省）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C010.html